

遠藤原子力委員の海外出張報告について

平成12年12月15日

[1] エルバラダイ IAEA 事務局長との会談

1. 日時：平成12年12月6日（水）9:30～10:15（於：IAEA 事務局長室）
2. 出席者：（IAEA 側）
エルバラダイ事務局長
デ・クラーク 対外関係・政策調整室長
小溝 補佐官
（日本側）
遠藤原子力委員
菅沼 IAEA 代表部 公使
山脇 IAEA 代表部 一等書記官
植村 科学技術庁原子力局核燃料課 補佐（報告者）
3. 会談案件：邦人職員人事、追加議定書の普遍化、IAEA 予算、原子力損害賠償、PA 拠出金
4. 主な結果
 - (1) 邦人職員人事
事務局長に対し、IAEA 事務局における邦人職員採用、特に高級職員の採用の努力を要請した。
また、事務局長より、採用ミッションの派遣を考えている旨発言があったので、具体的成果の得るようなミッション派遣となるよう配慮を要請した。
 - (2) 追加議定書の普遍化
事務局長に対し、
追加議定書の普遍化を図ることの重要性、
灰色国での適用が重要ではあるが、第一段階として日本と同様にその重要性を認識している国々の参加促進を図るべきであること、
参加促進のための地域セミナー等を開催していくことの重要性、
等指摘した。
また、追加議定書に係るアジア地域セミナーについて、
日本側でホストする用意があること、
これを来年 IAEA 総会までに開催したいと考えていること、
その際の IAEA 幹部の出席を要請したいこと、

等伝えた。

これに対し事務局長より、

I A E A側も追加議定書の普遍化の重要性を認識していること、

アジア、ラテンアメリカ（ペルーにて来年10月頃）及びアフリカ（南アにて来年末頃）

の3地域において地域セミナーの開催を順次行う予定であること、

次回I A E A総会までのアジア地域セミナーの日本での開催とI A E A幹部職員の派遣がI A E Aとして可能であること、

ラテンアメリカ（ペルー）でのセミナーへの我が国からの講演者派遣について要請したいこと、

等発言があった。また、対外関係・政策調整室長より、アジア地域セミナーに関し、日本側からの具体案提示の要請がなされた。

(3) I A E A 予算

事務局長に対し、ODA 3割カット論など我が国の厳しい財政状況について説明し、I A E Aの業務効率化に関して目に見える結果の提示を求めた。また、我が国が保障措置分野で総額25万ドル、50万ドルの二つの特別拠出を行う予定である旨述べた。

これに対し事務局長より、

これまでI A E Aは効率化努力を行ってきたが、六ヶ所再処理工場の査察機器のために、I A E Aは今後4年間で9百万ドルを計上することが必要であることや技術協力局の人員確保のための予算手当が必要であること等のため、今後予算を増やす他に手段はないということ、

これまでの累次の節約・効率化努力をまとめた文書を作成の上、日本側に渡すこととする、

旨発言があった。

(4) 原子力損害賠償

事務局長に対し、

アジア地域での原子力損害賠償制度構築が重要課題であること、

来年1月のハノイ（ベトナム）での原子力損害賠償に係るセミナーでは、中国、北朝鮮の参加を得ることが重要であること、

を伝えたところ、

原子力損害賠償の重要性は認識している、

北朝鮮の参加については、対北朝鮮制裁決議があり事務局としては北朝鮮の旅費の支出はできないが、今次I A E A理事会で議論され、例外が認められれば可能となる。

との発言があった。

(5) P A 拠出金

事務局長に対し、我が国の拠出金によるI A E AのP A活動の再活性化を要請したところ、今後検討していく旨回答があり、また、CNN等のTVを用いたI A E Aそのものの広報に

についても関心を有しており、日本その他の国からのこのような広報のための資金協力の可能性に関心を有している旨発言があった。

[2] IAEAにおける我が国の原子力長期計画に関する説明会

1. 日時：平成12年12月6日 11:05～12:10（於：IAEA内会議場）
2. 出席者：IAEA職員及び在ウィーン各国代表部職員（40名程度参加）
3. 主な結果

遠藤委員より、我が国の新しい原子力長期計画に係る説明（経緯、内容等）が行われた後、以下のような質疑応答が行われた。

質問1.（デクラーク IAEA 対外関係・政策調整室長）

日本の原子力長期計画は現在どのようなステータス、ステージにあるのか。また、再処理プラントのタイムスケジュールに関して説明があったが、MOX（利用）計画のタイムスケジュールも教えてもらいたい。（長計のステータスについては、各国代表部職員との昼食時にも質問があった。）

（答）この長期計画策定のため、まず様々な分野の委員からなる長期計画策定会議が設立された。ここで長期計画案が策定された後、国内数ヶ所で公開フォーラム（ご意見を聞く会）を原子力に反対の見解を有する人も招待して開催し、その結果とパブリックコメントの結果を踏まえてその修正を行った。これを原子力委員会が採択して、先週閣議に報告したところ。

MOX利用関係については、現在六ヶ所再処理工場を建設中であり、2005年に操業開始予定であり、MOX燃料加工事業も近々実施される予定。プルサーマルについては、最初のMOX燃料装荷が来年行われる予定であり、2010年までに16～18基の軽水炉で実施される予定。

質問2.（シュトゥーラーIAEA 事務局長補佐官）

総発電量の約30%が原子力でカバーされているとの説明だったが、将来、そのシェアはどのようになるのか。

（答）昨年の原子力のシェアは35.2%、現在稼働中の軽水炉は51基、建設中、建設準備中のものがそれぞれ4基ずつと説明したが、COP3での、2010年までにCO2排出を6%削減するとの目標を達成するためには、様々な手段がある。個人的見解だが、効果的な方法の一つである原子力のシェアを40%を少し越える程度まで高めたいが、実際に可能かどうか現時点では不明。

質問3.（イスラエル大使） 電力供給に関して、軽水炉にのみ言及があったが、ガス炉や高速増殖炉も視野に入っているのか。炉の寿命延長については、どういう計画になっているのか。ウラン濃縮に関して日本の進んでいるレーザー濃縮法を使わないのか。

（答）寿命延長については、1966年に最初の原子炉が運転開始して、30年程度利用され、2年前にはその運転が終了しているが、軽水炉の寿命は少なくとも40年間を想定しており、さらなる長期使用についても検討されている。

ガス炉等の将来炉については、電力供給手段として供される段階ではなく、未だ研究段階のもの。高速増殖炉については、まず「もんじゅ」を運転再開することが重要と考えている。その次の段階の高速増殖炉については、柔軟に対応することとしており、具体的にいつとは決まっていない。

ウラン濃縮については、現在遠心法が商業ベースで採用されているが、レーザ法については未だR & D段階にとどまっており、いつ商業化されるのかについては見通しが立っていない。

質問4. (チュニス豪代表部参事官)

最近の日本の国民の原子力に対する姿勢に関する調査があれば教えてもらいたい。また、加速器に関連する高エネルギー研究機構と原研の大強度陽子加速器に関するプロジェクトに関して、予算当局の承認は既に得られたのか。

(答) 世論調査の結果によると、回答の約70%が原子力の必要性を認めているが、同時に、同じく約70%が原子力に何らかの不安を覚えるといった一見矛盾した結果が出ている。我々は、国民の理解を得、できるだけ国民の懸念を解消するため、わかりやすい形でのパブリック・コミュニケーションを一層推進すべきと考えている。

大強度陽子加速器関連の予算については、予算当局が今月承認するものと期待している。

質問5. (シュトゥーラーIAEA事務局長補佐官)

電力自由化が進められる中、原子力発電の経済競争力に対するインパクトはどうか。競争力は証明されているのか。また、日本は核融合炉と高速増殖炉以外の先進革新炉に関心があるのか。

(答) 長期計画の中でも示されているが、発電コスト試算値によるコスト比較の結果、設備利用率80%、運転年数40年としたときの原子力発電コスト(円/kWh)の数字は他の電源に比べて若干優位に立っている。従って電力の規制緩和時代においても原子力は維持されうると確信している。また、電力供給というものは、環境保全及び安定供給の観点からも、一般的な商品でなく公共財とみなして国がバックアップしていくべきと考える。

高速増殖炉を除く原子炉における先進革新炉の位置付け及び選択については、中小型炉、ガス冷却炉と色々ある中で未だ模索中といった面もあり、今後検討が進められる中でどれにエネルギーと資金を投下していくべきか明確になってくるものと考えている。

質問6. (フィッツパトリック米代表部参事官)

六ヶ所再処理工場の導入に伴って、将来にわたってIAEAの保障措置業務に大きな負担が生じるが、保障措置に必要な設備費等に関して、IAEAのファンドに加えて日本が国産業界の資金で追加的に費用負担をして保障措置業務を支援すれば有益であると考えている。保障措置のコストに関して何か指標を持っているか。

(答) IAEAが六ヶ所再処理工場における追加的保障措置コストの計算値を有している。保障措置の全体予算は六ヶ所再処理工場のため増加するであろうが、そもそも保障措置は日本のためではなく世界のために実施されているものであるため、その負担は世界でシェ

アされるべきと考える。現実を踏まえるとまずは、軽水炉からより機微な濃縮、再処理等へ保障措置の重点を移すなどの合理化を進めるよう IAEA に要請したい。IAEA が財政上の困難に面していることは理解するが、このような合理化を進めた上での、増加する保障措置コストに関する議論の推進というダブルトラックのアプローチが行われるべきである。(山脇一等書記官より、六ヶ所再処理工場に関する保障措置機器コストは、4～5年間で30百万ドル以上と見積もられており、日本はその三分の二以上を負担する予定である旨補足説明。)

[3] ジョンソン IAEA 法律部長との会談

1. 日 時：平成12年12月6日 15:30～16:15 (於：IAEA 内法律部長室)
2. 出席者：(IAEA 側) ジョンソン法律部長、ブラネンコフ法律部職員
(日本側) 遠藤原子力委員、
山脇 IAEA 代表部一等書記官
植村科学技術庁原子力局核燃料課補佐
3. 会談案件：
来年1月にハノイ(ベトナム)で開催される予定のアジア地域「原子力損害賠償法に関するセミナー」に関する意見交換
4. 主な結果：
法律部長に対し、
アジア地域の原子力利用の現状や見通しに照らし合わせれば、同セミナーへの北朝鮮、中国、ベトナムの参加を促すことが重要、
北朝鮮の旅費の問題については、今回限りではなく長期的に対応の必要な問題として対応する必要がある、
との指摘を行った。
(同セミナーについては、遠藤委員の同セミナーへの参加及びオープニング&クロージングスピーチの要請が、後日(7日) IAEA 日本代表部を通じてブラネンコフ IAEA 法律部職員よりあった。)

[4] キッド IAEA 広報部長との会談

1. 日 時：平成12年12月6日 16:20～17:15 (於：IAEA 内スウェーデン room)
2. 出席者：(IAEA 側) キッド IAEA 広報部長、荒川、門田 IAEA 広報部職員
(日本側) 遠藤原子力委員、
山脇 IAEA 代表部一等書記官
植村科学技術庁原子力局核燃料課補佐
(豪代表部チュニス参事官及びキャノン書記官も同席)
3. 会談案件：来年オーストラリア(シドニー)で開催予定の IAEA 主催の PA セミナー(日本の特別拠出金事業)に関する協議
4. 主な結果：

広報部長及び豪側に対し、

同 P A セミナーの参加国に関して南太平洋諸国を主たるターゲットとして、これら諸国からの参加者の比率を高めること、
閣僚クラスの参加が得られるようにすること、
テーマについては、原子力に対する知識・理解を深めるため、農漁業、医療等における「放射線の安全利用と環境」といったものにする事、
アジア諸国から講演者を派遣してもらい、その経験を話してもらうこと
等を提案したところ、豪及び同部長の賛意が得られ、今後この方向で検討を進めていくこととなった。また、参加者については、アジア地域から 6 名程度、南太平洋諸国から 1 2 ～ 1 4 名程度を招へいすることとされた。

[5] ゴールドシュミット事務次長との会談

1. 日 時： 平成 1 2 年 1 2 月 6 日 17:20～18:00 (於：IAEA 内事務次長室)

2. 出席者： (I A E A 側) ゴールドシュミット IAEA 事務次長
(日本側) 遠藤原子力委員

山脇 I A E A 代表部一等書記官

植村科学技術庁原子力局核燃料課補佐

3. 会談案件：追加議定書の普遍化、 I A E A 予算、 K E D O 関係

4. 主な結果：

事務次長に対し、追加議定書の普遍化と I A E A 予算について、エルバラダイ事務局長に対し行ったのとほぼ同様の内容の会談を行った。

また、K E D O に関しては、保障措置に関して北朝鮮が I A E A の査察を完全に実施していないことにより、K E D O の計画が影響を受けるといった状況を懸念している旨伝えたところ、 I A E A 側より、

I A E A は準備できているので北朝鮮の協力の下、3、4 年間で保障措置体制を確立できるが、結局は北朝鮮の姿勢の問題、

日米韓にできることは、 I A E A が北朝鮮の協力を待っていることを彼らにリマインドさせること、

との説明があった。

[6] ビュスカン研究担当委員及びミトソス研究総局長との会談

1. 日 時： 平成 1 2 年 1 2 月 8 日 9:00～10:00 (於：ブラッセル EU 委員会)

2. 出席者： (EU 側) ビュスカン研究担当欧州委員、ミトソス研究総局長、カノビオ核融合担当顧問、カプエ官房担当官、ニューマン国際担当課長
(日本側) 遠藤原子力委員

木村 E U 代表部大使、加藤 E U 代表部参事官

永見日本原子力研究所 I T E R 開発室次長

3. 会談案件： I T E R 関連事項

4. 主な結果：

(1)カナダのITER計画参加について

先方に対し、

ITERカナダ（カナダへのITER誘致を働きかけているカナダの民間団体）がITERサイトを提案しているが、EUとしてカナダをどう見ているか等質問した。これに対して、先方より、

カナダによる誘致提案は、未だ政府レベルのものとなっておらず、今後カナダ連邦政府が正式に誘致提案すれば、カナダはEUと独立した一極としてITER計画に参加することになるだろう、

との回答があった。

(2) ITER共同実施協定の署名と批准

先方に対し、

ITER共同実施協定の署名は欧州委員会のみで可能か、加盟各国の批准が必要か、欧州議会との関係はどうか

等質問した。

これに対して、先方より、

EURATOM条約により、協定の締結権限は欧州委員会にあり、欧州委員会が署名すれば加盟各国の批准は不要である。もちろん、署名前には加盟各国のコンセンサスを形成しておく必要がある。

欧州議会はEURATOM条約上、協定署名に直接関与するわけではないが、予算の承認権を持っており、予算の観点から間接的に影響力はある。

との回答があった。

(3)誘致に向けた今後のプロセス

先方に対し

欧州では、南仏カダラッシュへの誘致の動きがあるが、欧州委員会としてはどのように考えるか

等質問した。

これに対し、先方より、

本年11月16日の研究相理事会では、法的事項に関し公式政府間協議をしてよいとのマンデートを得た。さらに今後、加盟各国の研究相が会合する機会なども活用して、ITER計画を含めた核融合研究全体の将来像について政治的な判断をしていく必要がある。

ITERは現在欧州の第6次フレームワーク・プログラム（FP6）の策定作業の中で議論されており、EUとしての誘致として扱うためには、FP6における政治的・財政的な意思決定と、フランスの誘致表明の双方が必要である。

EUとして仏カダラッシュへの立地可能性を明らかにすることが先決であり、技術的な

評価は来年4月頃にもできると思う。

との回答があった。

[7] ラムルーエネルギー総局長（運輸・エネルギー総局）との会談

1. 日 時： 平成12年12月8日 12:00～13:00（於：ブラッセル EU 委員会）

2. 出席者： （EU側） ラムルーエネルギー総局長、カー担当官、他
（日本側） 遠藤原子力委員

加藤EU代表部参事官

永見日本原子力研究所ITER開発室次長

3. 会談案件：日本の原子力長期計画、EUのグリーンペーパー

4. 主な結果：

(1)日本の原子力長期計画

遠藤委員より、日本の原子力長期計画に関して、主に原子力発電の堅持、高速炉・核燃料サイクルの推進、原子力先端科学の推進について説明を行った。

(2)欧州委員会のグリーンペーパー

ラムルー総局長より、欧州委員会での原子力政策についての以下の説明があった。

- 原子力について仏のような前向きの国、独のような否定的な国がある。欧州委ではグリーンペーパー（EUのエネルギー戦略）を最近まとめた。これには原子力も含まれていて、今後、一般の議論（Public Debate）を進める。日本の長計を参考にして意見交換を進めたい。

－ 以上 －